

教育相談指導教室運営要項

1 設置の趣旨

自閉症・情緒障害傾向で、いわゆる心理的な要因による不登校生徒の増加と多様化に対応するため、「教育相談指導教室」（以下「指導教室」という。）を設置し、個々の生徒の状況に応じた相談指導を行うことにより、人間関係の改善と自我の確立を図り、学校生活への適応及び社会的自立を目指す。

2 指導方針

- (1) 指導者との心のふれあいを深めながら、一人ひとりの登校しようという気持ちを喚起し、登校への不安の解消を目指す。
- (2) 生徒個々の特性・能力を考慮し、学習指導要領に基づきながら弾力的な教育課程を編成する。
- (3) 個別相談指導に小集団活動を交えながら、生活習慣の確立や対人関係の改善を図る。
- (4) 小集団活動や通常学級との交流活動を通して、集団活動への意欲を養い、学校生活へ適応する力の育成及び社会的自立に向けた支援を行う。

3 対象生徒

指導教室の対象生徒は、千葉市立中学校に在籍し、心理的な要因等により登校できない生徒とする。

4 設置校及び設置場所

- (1) 設置校 千葉市立真砂中学校 (千葉市美浜区真砂5丁目18番2号)
- (2) 設置場所 千葉市立真砂中学校分教室 (千葉市美浜区真砂5丁目18番1号)

5 学級の形態

- (1) 指導教室は、学校教育法第81条第2項第6号による特別支援学級のうち自閉症・情緒障害特別支援学級とする。
- (2) 指導教室に入級した生徒の学籍は、設置校に置くものとする。（この場合において、従前に学籍を置いていた学校を「原籍校」という。以下同じ。）

6 入退級の手順

- (1) 心理的な要因による不登校生徒の指導教室の入退級に関しては、医学的・心理的・教育的な観点から総合的かつ慎重に行い、その適正を期するものとする。
- (2) 指導教室への入級は、教育委員会の教育相談関係機関（以下「教育相談機関」という。）で、一定期間の入級相談指導を受け、指導教室で一定の試行通学を終えた後、保護者の同意と対象生徒が在籍する中学校の校長の申請を受け、入退級審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、教育長が決定する。また、生徒の状況によっては、教育相談機関での入級相談指導を受けずに試行通学を行うことができる。この場合において、入級相談指導は、試行通学を終えてから入級までの期間に受けることとする。
- (3) 指導教室からの退級は、設置校の校長の申請を受け、審査委員会の審査を経て、教育長が決定する。ただし、学校に復帰する場合は、原則として原籍校とするが、生徒の状況により他の学校への転入も配慮する。指導教室においての指導が困難とみなされた場合は、原籍校に学籍を戻したうえで、教育相談機関における入級相談指導を受けるものとする。ただし、設置校及び原籍校の校長並びに教育相談機関の所属長が協議し、必要と認めた場合は、一定

- の期間、設置校に学籍をおいたまま、教育相談機関における相談指導を受けることができる。
- (4) 上記(2)(3)の規定にかかわらず、設置校及び原籍校の校長並びに教育長が臨時的な特例として承認すれば、審査委員会の審査を経ずして指導教室の入退級をすることができる。ただし、当該入退級については、次の審査委員会で報告するものとする。
- (5) 入退級の手続きは、別表第1(入級手続き及び関係書類)、別表第2(退級手続及び関係書類)のとおりとする。

7 入退級審査委員会

- (1) 審査委員会は、指導教室への入級及び退級について審査する。ただし、決定は教育長とする。
- (2) 審査委員会は、原則として、年3回(6月、10月、2月)開催し、その事務局は学校教育部教育支援課とする。
- (3) 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が指定する者をもってあてる。
- ア 設置校の校長及び指導教室の教職員
 - イ 関係行政機関の職員
 - ウ 小学校長会代表及び中学校長会代表
 - エ その他教育委員会が必要と認めた者
- (4) 審査委員会の委員長には小学校長会代表、副委員長には中学校長会代表があたる。

8 運営委員会

- (1) 運営委員会は、指導教室の運営上の問題について協議する。
- (2) 運営委員会は、年2回(6月、2月)開催し、その事務局は、学校教育部教育支援課とする。
- (3) 運営委員会の委員は、審査委員会の委員とする。
- (4) 運営委員会の運営委員長には、中学校長会代表があたる。

附 則

この要項は、昭和63年 9月 6日から施行する。

附 則

この要項は、平成 9年 2月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年 3月 3日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年 3月 2日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年 4月 1日から施行する。